

(介護予防)居宅療養管理指導 運営指導事前提出資料

事業者名(法人名)	:	
事業者(法人)代表者職・氏名	:	
事業所名	:	
(住所)	:	
担当者職・氏名	:	(連絡先 TEL)
指導年月日	:	年 月 日

- (提出資料)
- ① 自己点検表
 - ② 勤務実績表
 - ③ 加算等一覧、自己点検表(加算等)
 - ④ 状況報告書
 - ⑤ パンフレット等事業所の概要がわかるもの
 - ⑥ 組織図(職・氏名が入っているもの)
 - ⑦ 平面図(上記⑤に平面図が含まれている場合は省略可)
 - ⑧ サービス契約書、重要事項説明書

自己点検表（（介護予防）居宅療養管理指導）

事業所名称		点検年月日	
記入者職氏名			

太枠で囲っている点検事項の点検結果を記入してください。なお、他に勤務実績表、自己点検表(加算等)のシートも記入してください。

※「根拠条文」は、県条例第2章第2節から第13節に定めるものを除き、県条例第4条により引用する「基準省令」を記載しています。

点検項目	確認事項		点検結果		備考	根拠条文	参照	県記入欄
			適	不適				
I 人員基準								
1 従業員の員数	(1)	居宅療養管理指導従業者を、以下の基準を満たして、配置していますか。	☐	☐		基準省令第85条	職員名簿、職員勤務表、資格証	
①病院又は診療所		①医師又は歯科医師 1 以上 ②薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む）又は管理栄養士 提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数 → 下記の数値について記載してください。 ①医師又は歯科医師の人数 （ 人） ②薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の人数 （ 人）				基準省令第85条第1項第1号イ 基準省令第85条第1項第1号ロ		
②薬局		・ 薬剤師 1 以上 → 下記の数値について記載してください。 ・ 薬剤師の人数（ 人）				基準省令第85条第1項第2号		

(注) 「勤務表（実地指導月の前々月分）」を添付して下さい。なお、勤務表については、次の事項を明記して下さい。

- ①兼務を含めた職種
- ②常勤職員の勤務すべき1週間の勤務時間
- ③常勤・非常勤の別
- ④利用者数（実績）

また、既存の勤務を管理した表が勤務実績表の項目を満たすものであれば、その添付により代えることができます。

II 設備基準								
1 設備及び備品等	(1)	病院、診療所又は薬局であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅管理療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。	☐	☐		基準省令第86条第1項	平面図 (現地確認)	

点検項目	確認事項	点検結果		備考	根拠条文	参照	県記入欄
		適	不適				
Ⅲ 運営基準							
1 内容及び手続きの説明及び同意	(1)	a	指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、重要事項（※）について記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	☐	☐	基準省令第8条準用	重要事項説明書等
		※重要事項説明書に記載されているものに○印を記入してください。					
		項 目	記入欄				
		・事業の目的及び運営方針					
		・従業者の職種、員数及び職務の内容					
		・営業日及び営業時間					
		・指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額					
		・通常の事業の実施地域					
		・緊急時(事故発生時)の対応					
		・虐待の防止のための措置					
・苦情処理の体制							
記載している苦情申出窓口を記入してください。							
b	指定居宅療養管理指導の提供の開始に当たっての利用申込者の同意については、書面によって確認していますか。	☐	☐				
2 提供拒否の禁止	(1)	正当な理由（※）なく指定居宅療養管理指導の提供を拒んだことはありませんか。 ※①事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が事業所の通常の事業の実施地域外である場合 等 《注意》 拒んだことがない場合は「適」に、拒んだことがある場合は「不適」にチェックしてください。	☐	☐	基準省令第9条準用	利用申込受付簿、苦情受付簿等	

点検項目	確認事項			点検結果		備 考	根拠条文	参照	県 記 入 欄
				適	不適				
3 サービス提供困難時の対応	(1)	上記2(1)の正当な理由や利用申込者の病状等により、自ら適切な指定居宅療養管理指導の提供が困難な場合、利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに講じていますか。	☐	☐			基準省令第10条準用	サービス提供依頼書等	
4 受給資格等の確認	(1)	被保険者証によって、被保険者資格等の確認を行っていますか。	☐	☐			基準省令第11条第1項準用	被保険者証の写し、利用者に関する記録等	
	(2)	被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、その意見に配慮して指定居宅療養管理指導を提供していますか。	☐	☐			基準省令第11条第2項準用		
5 要介護認定の申請に係る援助	(1)	利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認していますか。	☐	☐			基準省令第12条第1項準用	利用者に関する記録	
	(2)	利用申込者が要介護認定を申請していない場合、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	☐	☐					
	(3)	居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	☐	☐			基準省令第12条第2項準用		
6 心身の状況等の把握	(1)	利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、服薬歴、その置かれている環境等の把握に努めていますか。	☐	☐			基準省令第13条準用	利用者に関する記録、サービス担当者会議の記録等	
7 居宅介護支援事業者等との連携	(1)	指定居宅療養管理指導を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めていますか。	☐	☐			基準省令第64条第1項準用	情報提供に関する記録	
	(2)	指定居宅療養管理指導の提供の終了に際し、利用者又はその家族に対し適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びにその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	☐	☐			基準省令第64条第2項準用		
8 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	(1)	居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画に沿った指定居宅療養管理指導を提供していますか。	☐	☐			基準省令第16条準用	居宅サービス計画サービス提供記録等(現地確認)	

点検項目	確認事項		点検結果		備 考	根拠条文	参照	県 記 入 欄
			適	不適				
9 身分を証する書類の携行	(1)	居宅療養管理指導従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、利用者又はその家族の求めに応じて提示するよう指導していますか。	☐	☐		基準省令第18条準用	身分を証する書類	
10 サービス提供の記録	(1)	指定居宅療養管理指導を提供した際は、その提供日、内容など必要な事項を利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記録していますか。	☐	☐		基準省令第19条第1項準用	サービス提供票、居宅サービス計画等	
	(2)	利用者からの申出があった場合に、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。	☐	☐		基準省令第19条第2項準用		
11 利用料等の受領	(1)	法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	☐	☐		基準省令第87条第1項	サービス提供票、領収証控	
	(2)	法定代理受領サービスでない指定居宅療養管理指導を提供した際の利用料の額及び法定代理受領サービスである指定居宅療養管理指導に係る費用の額と、医療保険給付の対象となる健康保険法又は高齢者医療確保法の指定居宅療養管理指導の費用の額の間に不合理な差額を設けていませんか。 《注意》 設けていない場合は「適」に、設けている場合は「不適」にチェックしてください。	☐	☐		基準省令第87条第2項	運営規程（利用料その他の費用の確認）、サービス提供票、領収証	
	(3)	利用者の選定により通常の事業の実施地域外での指定居宅療養管理指導に要した交通費の額の支払いを利用者から受ける場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	☐	☐		基準省令第87条第3項、第4項	重要事項説明書、運営規程（実施区域の確認）、領収証控	
12 保険給付の請求のための証明書の交付	(1)	法定代理受領サービスでない指定居宅療養管理指導に係る利用料の支払を受けた場合は、サービス提供証明書を利用者に交付していますか。 ※ ここでいう「サービス提供証明書」は、利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したもの	☐	☐		基準省令第21条準用	サービス提供証明書控	

点検項目	確認事項		点検結果		備 考	根拠条文	参照	県 記 入 欄
			適	不適				
13 指定居宅療養管理指導の基本取扱方針	(1)	利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行っていますか。	☐	☐		基準省令第88条第1項	居宅サービス計画書、指導に関する記録、利用者に関する記録	
	(2)	自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	☐	☐		基準省令第88条第2項		
	※実施しているものに○印を記入してください。							
	項 目		記入欄					
	・利用者等へのアンケート調査							
	・自己点検表等を活用し、評価する取組							
	・目標・課題を設定し、達成度合いを評価する取組							
	・その他の取組							
	「その他の取組」を実施している場合は、その内容を記入してください。							

点検項目	確認事項			点検結果		備 考	根拠条文	参照	県 記 入 欄
				適	不適				
14 指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針									
①医師又は歯科医師の場合	(1)	訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行っていますか。	☐	☐		基準省令第89条第1項第1号	居宅サービス計画書、利用者に関する記録等		
	(2)	利用者又はその家族からの介護に関する相談に適切に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行っていますか。	☐	☐		基準省令第89条第1項第2号	利用者に関する記録		
	(3)	利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めていますか。	☐	☐		基準省令第89条第1項第3号	指導又は助言の文書		
	(4)	利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていますか。	☐	☐		基準省令第89条第1項第4号	身体的拘束等の記録		
	(5)	身体的拘束等行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	☐	☐		基準省令第89条第1項第5号	身体的拘束等の記録		
	(6)	療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、必要な情報提供又は助言を行っていますか。	☐	☐		基準省令第89条第1項第6号	情報提供又は助言の文書		
	(7)	居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行っていますか。	☐	☐		基準省令第89条第1項第7号	サービス担当者会議の記録		
	(7)	サービス担当者会議への参加が困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付していますか。	☐	☐		基準省令第89条第1項第8号	情報提供又は助言の文書		
	(9)	それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録していますか。	☐	☐		基準省令第89条第1項第9号	診療録		

点検項目			確認事項	点検結果		備 考	根拠条文	参照	県 記 入 欄
				適	不適				
②薬剤師の場合	(1)		医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っていますか。	☐	☐		基準省令第89条第2項第1号	居宅サービス計画書、利用者に関する記録等	
	(2)		指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、適切に指導又は説明を行っていますか。	☐	☐		基準省令第89条第2項第2号	利用者に関する記録	
	(3)		利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	☐	☐		基準省令第89条第2項第3号	身体的拘束等の記録	
	(4)		身体的拘束等行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	☐	☐		基準省令第89条第2項第4号	身体的拘束等の記録	
	(5)		常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供していますか。	☐	☐		基準省令第89条第2項第5号	指導又は助言の文書	
	(6)		療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、必要な情報提供又は助言を行っていますか。	☐	☐		基準省令第89条第2項第6号	情報提供又は助言の文書	
	(7)		居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行っていますか。	☐	☐		基準省令第89条第2項第7号	サービス担当者会議の記録	
	(8)		サービス担当者会議への参加が困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付していますか。	☐	☐		基準省令第89条第2項第8号	情報提供又は助言の文書	
	(9)		それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告していますか。	☐	☐		基準省令第89条第2項第9号	診療録、報告書	

点検項目	確認事項		点検結果		備 考	根拠条文	参照	県 記 入 欄
			適	不適				
③歯科衛生士又は管理栄養士の場合	(1)	医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っていますか。	☐	☐		基準省令第89条第3項第1号	居宅サービス計画書、利用者に関する記録等	
	(2)	指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、適切に指導又は説明を行っていますか。	☐	☐		基準省令第89条第3項第2号	指導又は説明の文書	
	(3)	利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていますか。	☐	☐		基準省令第89条第3項第3号	身体的拘束等の記録	
	(4)	身体的拘束等行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	☐	☐		基準省令第89条第3項第4号	身体的拘束等の記録	
	(5)	常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供していますか。	☐	☐		基準省令第89条第3項第5号	利用者に関する記録	
	(6)	それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告していますか。	☐	☐		基準省令第89条第3項第6号	診療録、報告書	
15 利用者に関する市町村への通知	(1)	利用者が以下の事項に該当する場合には、遅滞なく、意見を付して市町村への通知を行っていますか。 ・指定居宅療養管理指導の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合 ・偽りその他不正な行為により給付を受けた、又は受けようとした場合	☐	☐		基準省令第26条準用	市町村への通知の写し等	
16 管理者の責務	(1)	管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	☐	☐		基準省令第52条第1項準用	組織図、業務日誌等	

点検項目	確認事項		点検結果		備 考	根拠条文	参照	県 記 入 欄
			適	不適				
17 運営規程	(1)	以下の事項を運営規程に定めていますか。 ・事業の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務内容 ・営業日及び営業時間 ・指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額 ・通常の事業の実施地域 ・虐待防止のための措置に関する事項 【令和6年4月1日から】 ・その他運営に関する重要事項	☐	☐		基準省令第90条	運営規程	
18 勤務体制の確保等	(1)	利用者に対し、適切な指定居宅療養管理指導を提供できるよう事業所ごとに居宅療養管理指導従業者の勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めていますか。	☐	☐		基準省令第30条第1項準用	職員勤務表	
	(2)	事業所ごとに、事業所の居宅療養管理指導従業者によって指定居宅療養管理指導を提供していますか。 《注意》 「事業所の居宅療養管理指導従業者」とは、雇用契約その他の契約により、管理者の指揮命令下にある者を指す。	☐	☐		基準省令第30条第2項準用	職員勤務表、組織図等	
	(3)	居宅療養管理指導従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。	☐	☐		基準省令第30条第3項準用	状況報告書の3(4)等	
	(4)	職場におけるハラスメントの防止のため、以下の措置を講じていますか。 ・ハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化及び従業者への周知・啓発 ・相談等への対応のための窓口の設置、労働者への周知	☐	☐		基準省令第30条第4項準用		

点検項目	確認事項	点検結果		備考	根拠条文	参照	県記入欄	
		適	不適					
19 業務継続計画の策定等 【令和6年4月1日から】	(1)	感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。 ※貴事業所の業務継続計画に記載されている項目に○印を記入してください。		☐	☐	基準省令第30条の2第1項準用	業務継続計画	
		○感染症に係る業務継続計画						
		項 目	記入欄					
		・平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）						
		・初動対応						
		・感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）						
		○災害に係る業務継続計画						
		項 目	記入欄					
		・平時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）						
		・緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）						
	・他施設及び地域との連携							
	(2)	a	全ての居宅療養管理指導従業者に対して、業務継続計画に係る研修を定期的（年1回以上）に実施していますか。	☐	☐	基準省令第30条の2第2項準用	研修の記録等	
		b	業務継続計画に基づいた訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に実施していますか。	☐	☐			
	(3)		定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行っていますか。	☐	☐	基準省令第30条の2第3項準用	業務継続計画	

点検項目	確認事項		点検結果		備 考	根拠条文	参照	県 記 入 欄
			適	不適				
20 衛生管理等 【令和6年4月1日から】	(1)	居宅療養管理指導従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 ※ 居宅療養管理指導従業者が感染源となることを予防する、また感染の危険から守るための対策を講じることを含む	☐	☐		基準省令第31条第1項準用	状況報告書の3(3)等	
	(2)	設備及び備品等について、衛生的な管理に務めていますか。	☐	☐		基準省令第31条第2項準用	状況報告書の3(3)等	
	(3)	a 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について、居宅療養管理指導従業者に周知徹底を図っていますか。 ※従業者が1名である場合は、bの指針を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えない。	☐	☐		基準省令第31条第3項準用	委員会の議事録等	
		b 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。	☐	☐			指針	
		c 居宅療養管理指導従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施していますか。	☐	☐			研修の記録等	
		d 感染症が発生した場合を想定した訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に実施していますか。	☐	☐			訓練の記録等	

点検項目	確認事項	点検結果		備 考	根拠条文	参照	県 記 入 欄		
		適	不適						
21 虐待の防止 【令和6年4月1日から】	(1)	a	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、居宅療養管理指導従業者に周知徹底を図っていますか。	☐	☐		基準省令第37条の2第1号準用	委員会の議事録等	
		b	虐待の防止のための指針を整備していますか。	☐	☐		基準省令第37条の2第2号準用	指針	
		※貴事業所の指針に記載されている項目に○印を記入してください。							
		項 目		記入欄					
		・事業所における虐待防止に関する基本的考え方							
		・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項							
		・虐待防止のための職員研修に関する基本方針							
		・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針							
		・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項							
		・成年後見制度の利用支援に関する事項							
		c	居宅療養管理指導従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施するとともに、新規採用時にも必ず実施していますか。	☐	☐		基準省令第37条の2第3号準用	研修の記録等	
		d	上記 a～c の措置を適切に実施するための専任の担当者を置いていますか。	☐	☐		基準省令第37条の2第4号準用		

点検項目	確認事項		点検結果		備 考	根拠条文	参照	県 記 入 欄
			適	不適				
22 掲示	(1)	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は備え付けて閲覧に供していますか。	☐	☐		基準省令第32条準用	事業所内掲示物等(現地確認)	
		※掲示又は備え付けているものに○印を記入してください。						
		項 目	記入欄					
		・運営規程の概要						
		・居宅療養管理指導従事者の勤務の体制						
		・苦情に対する措置の概要						
	・その他重要事項							
(2)	重要事項をウェブサイトに掲載していますか。	☐	☐		基準省令第32条準用			
23 秘密保持等	(1)	従業者又は従業者であった者が正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	☐	☐		基準省令第33条第1項、第2項準用	状況報告書の3(5)等	
	(2)	サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ文書により得ていますか。	☐	☐		基準省令第33条第3項準用	重要事項説明書等	
		※指定居宅療養管理指導の提供開始時における包括的な同意で可						
24 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	(1)	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	☐	☐		基準省令第35条準用	会計帳簿	
		《注意》 していない場合は「適」に、している場合は「不適」にチェックしてください。						

点検項目	確認事項		点検結果		備 考	根拠条文	参照	県 記 入 欄
			適	不適				
25 苦情処理	(1)	指定居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための相談窓口の設置や苦情処理体制の整備など必要な措置を講じていますか。	☐	☐		基準省令第36条第1項準用	状況報告書の3(2)等	
	(2)	苦情の受付日、内容等を記録・保存していますか。	☐	☐		基準省令第36条第2項準用	状況報告書の3(2)等	
	(3)	苦情があった場合、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。	☐	☐			苦情受付簿等	
	(4)	指定居宅療養管理指導に対する苦情に関する市町村・国保連の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。 ※ 市町村又は国保連からの求めがあった場合、改善の内容を報告することを含む	☐	☐		基準省令第36条第3項～第6項準用	市町村・国保連への調査報告書類等	
26 地域との連携等	(1)	提供した指定居宅療養管理指導に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。	☐	☐		基準省令第36条の2第1項準用		
	(2)	事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定居宅療養管理指導を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定居宅療養管理指導の提供を行うよう努めていますか。 ※ 同一の建物に居住する利用者に対して行った指定居宅療養管理指導の事例がない場合は「適」に、チェックしてください。	☐	☐		基準省令第36条の2第2項準用		

点検項目			確認事項	点検結果		備 考	根拠条文	参照	県 記 入 欄
				適	不適				
27 事故発生時の対応	(1)		指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	☐	☐		基準省令第37条第1項準用	状況報告書の3(1)等	
	(2)		事故の状況やその処置について、記録・保存していますか。	☐	☐		基準省令第37条第2項準用	事故・ヒヤリハット報告書	
	(3)		賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	☐	☐		基準省令第37条第3項準用	状況報告書の3(1)等	
	(4)		事故が生じた際には、原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	☐	☐			状況報告書の3(1)等	
28 会計の区分	(1)		事業所ごとに経理を区分するとともに、他の事業との会計を区分していますか。	☐	☐		基準省令第38条準用	収支決算報告書等	
29 記録の整備	(1)		従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	☐	☐		基準省令第90条の2第1項	関係書類	
	(2)		指定居宅療養管理指導の提供に関する記録（提供した具体的なサービスの内容等の記録、市町村への通知に係る記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録等）を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。	☐	☐		基準省令第90条の2第2項 県条例第19条	サービス実施記録、苦情に関する記録、事故に関する記録等	
30 暴力団等の排除	(1)		暴力団が県内の事業活動及び県民生活に不当な影響を及ぼす反社会的な団体であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことという新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）の基本理念にのっとり、事業を運営していますか。	☐	☐		県条例第20条		

勤務実績表

事業所名			
サービスの種類	(介護予防)居宅療養管理指導		
当該事業所における常勤の従業者(1人当たり)が1週間に勤務すべき時間数	時間		
利用者数(実績)	人	(内訳:要介護者数	人、要支援者数人)

(年 月分)

※注3

[illegible]

注1:「勤務形態」欄は、常勤・専従の場合は「A」、常勤・兼務の場合は「B」、非常勤・専従の場合は「C」、非常勤・兼務の場合は「D」と記入すること。

注2: 勤務時間数を1日毎に記入すること。公休の場合は「×」を記入、その他は内容が分かる表記とすること。(例: 有給休暇 → 「有休」、育児休暇 → 「育休」等)

注3:「1月分のサービス提供時間」欄には、4週分ではなく1月分のサービス提供時間数を記入すること。

注4: 基準上規定されている職種の全職員について、職種ごとに分けて記入すること。

注5: 兼務職員は、兼務状況が分かるように記入すること。

記入例

[illegible][illegible]

省
略

注1: 「勤務形態」欄は、常勤・専従の場合は「A」、常勤・兼務の場合は「B」、非常勤・専従の場合は「C」、非常勤・兼務の場合は「D」と記入すること。
注2: 勤務時間数を1日毎に記入すること。公休の場合は「×」を記入、その他は内容が分かる表記とすること。(例: 有給休暇 → 「有休」、育児休暇 → 「育休」等)
注3: 「1月分のサービス提供時間」欄には、4週分ではなく1月分のサービス提供時間数を記入すること。
注4: 基準上規定されている職種の全職員について、職種ごとに分けて記入すること。
注5: 兼務職員は、兼務状況が分かるように記入すること。

加算等一覽

○ 介護給付費算定加算一覧(貴事業所で実地指導月の前々月から過去1年間で算定した加算等の名称を記載すること。)

居宅療養管理指導	算定した加算等の名称

自己点検表（加算等）

※実地指導月の前々月から過去１年間で算定した居宅療養管理指導費について自己点検してください。
 なお、現地確認を容易にするため、実地指導時には算定根拠となった書類をあらかじめ準備しておいてください。

点検項目	点検事項	点検結果	備考
居宅療養管理指導費			
対象者・提供場所	通院困難な利用者（※）で、利用者の居宅を訪問している ※独歩で家族・介助者等の助けを借りずに通院ができる者などは算定できない（やむを得ない事情がある場合を除く）	☐ 該当	診療記録、サービス提供の記録、サービス担当者会議の記録
施設退所日	算定日が介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院の退所（退院）日、短期入所療養介護のサービス終了日（退所・退院日）でない	☐ 該当	
特別地域居宅療養管理加算	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域、厚生労働大臣が定める施設基準	☐ 該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	
	通常の事業の実施地域を越えて居宅療養管理指導を実施	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	備考
イ 医師が行う場合			
共通	ケアマネジャーに対するケアプランの作成等に必要な情報提供並びに利用者若しくはその家族等に対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言（※ケアマネジャーによるケアプランの作成が行われていない場合を除く）	☐ 実施（必須）	指導又は助言の要点の記録、診療録
	必要に応じ、利用者が利用する他の介護サービス事業者等に利用者の同意を得て情報提供及び助言を行っている	☐ あり	同意の記録
	計画的かつ継続的な医学的管理に基づいたケアマネジャー等への情報提供（サービス担当者会議への参加等）	☐ あり	診療録、 情報提供の記録（別紙様式1等）
	利用者・家族等に対する指導又は助言（文書等の交付等）	☐ 該当	指導又は助言の要点の記録、診療録
	算定日は、訪問診療又は往診を行った日で、1月に2回を限度とする	☐ 該当	診療記録、サービス提供の記録、 介護給付費請求書及び明細書
	在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料を算定	☐ 該当→(Ⅱ)を算定	
(1) 単一建物複数居住者 に対して行う場合	単一建物居住者（下記ア・イに該当する者をいう。以下同じ。）の人数が2人以上9人以下 ア 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居している利用者 イ （介護予防）小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る。）、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る。）などのサービスを受けている利用者	☐ 該当→(Ⅰ)(Ⅱ)を算定	診療記録、サービス提供の記録、 介護給付費請求書及び明細書
	単一建物居住者の人数が10人以上	☐ 該当→(Ⅰ)(Ⅲ)を算定	
(2) 単一建物複数居住者 に対して行う場合	在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料を算定	☐ 該当	診療記録、サービス提供の記録、 介護給付費請求書及び明細書
	単一建物居住者の人数が2人以上9人以下	☐ 該当→(Ⅱ)(Ⅱ)を算定	
	単一建物居住者の人数が10人以上	☐ 該当→(Ⅱ)(Ⅲ)を算定	

点検項目	点検事項	点検結果	備考
□ 歯科医師が行う場合			
共通	ケアマネジャーに対するケアプランの作成等に必要な情報提供並びに利用者若しくはその家族等に対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言（※ケアマネジャーによるケアプランの作成が行われていない場合を除く）	☐ 実施（必須）	指導又は助言の要点の記録、診療録
	必要に応じ、利用者が利用する他の介護サービス事業者等に利用者の同意を得て情報提供及び助言を行っている	☐ あり	同意の記録
	計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づいたケアマネジャー等への情報提供（サービス担当者会議への参加等）	☐ あり	診療録、 情報提供の記録（別紙様式2等）
	利用者・家族等に対する指導又は助言（文書等の交付等）	☐ 該当	指導又は助言の要点の記録、診療録
	算定日は、訪問診療又は往診を行った日で、1月に2回を限度とする	☐ 該当	診療記録、サービス提供の記録、 介護給付費請求書及び明細書
単一建物複数居住者に対して行う場合	単一建物居住者（下記ア・イに該当する者をいう。以下同じ。）の人数が2人以上9人以下 ア 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居している利用者 イ （介護予防）小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る。）、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る。）などのサービスを受けている利用者	☐ 該当→(2)を算定	診療記録、サービス提供の記録、 介護給付費請求書及び明細書
	単一建物居住者の人数が10人以上	☐ 該当→(3)を算定	

点検項目	点検事項	点検結果	備考
ハ 薬剤師が行う場合			
共通	ケアマネジャーに対するケアプランの作成等に必要な情報提供（※ケアマネジャーによるケアプランの作成が行われていない場合を除く）	☐ 実施（必須）	指導又は助言の要点の記録、診療録
	指導の内容について、利用者、家族等へ文書等で提供するように努めている	☐ 該当	サービス提供の記録
	指導後速やかに記録を作成し、医師又は歯科医師へ報告	☐ あり	薬剤服用歴の記録、薬剤管理指導記録
	請求明細書への訪問日の記入	☐ あり	請求明細書
	主治医に対し、医薬品緊急安全性情報、医薬品・医療機器等安全性情報を文書により提供	☐ あり	情報提供の記録
	現に他の医療機関又は薬局の薬剤師が居宅療養管理指導を行っている（在宅協力薬局である場合を除く）	☐ 非該当	
(1) 医療機関の薬剤師が行う場合	医師又は歯科医師の指示に基づいた薬学的管理指導	☐ 該当	診療録、情報提供の記録
	1月に2回を限度として算定し、算定する日の間隔は6日以上とする	☐ 該当	サービス提供票、介護給付費請求書及び明細書
	薬剤管理指導記録は、最後の記入の日から最低5年間保存	☐ あり	薬剤管理指導記録
	薬剤管理指導記録の記載	☐ あり	
	ア 利用者の氏名、生年月日、性別、住所、診療録の番号	☐ あり	
	イ 利用者の投薬歴、副作用歴、アレルギー歴	☐ あり	
	ウ 薬学的管理指導の内容（医薬品の保管状況、服薬状況、残薬の状況、重複投薬、配合禁忌等に関する確認及び実施した服薬支援措置等）	☐ あり	
	エ 利用者への指導及び利用者からの相談の要点	☐ あり	
	オ 訪問指導等の実施日、訪問指導を行った薬剤師の氏名	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	備考
(1) 単一建物複数居住者に対して行う場合	単一建物居住者（下記ア・イに該当する者をいう。以下同じ。）の人数が2人以上9人以下 ア 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居している利用者 イ （介護予防）小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る。）、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る。）などのサービスを受けている利用者	☐ 該当→(二)を算定	診療記録、サービス提供の記録、介護給付費請求書及び明細書
	単一建物居住者の人数が10人以上	☐ 該当→(三)を算定	
(1) 麻薬管理指導加算 (1回につき100単位)	薬剤管理指導記録の記載	☐ あり	薬剤管理指導記録
	ア 薬学的管理指導の内容(麻薬の保管管理状況、服薬状況、残薬の状況、疼痛緩和の状況、副作用の有無等)	☐ あり	
	イ 利用者及び家族への指導・相談事項（麻薬の服薬指導、残薬の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等）	☐ あり	
	ウ 返納された麻薬の廃棄に関する事項	☐ あり	
	エ その他の麻薬に係る事項	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	備考
(1) 情報通信機器を用いた場合 (1回につき45単位)	在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施により処方箋が交付された利用者であって、居宅療養管理指導費が月1回算定されている者	☐ 該当	サービス提供票、介護給付費請求書及び明細書
	麻薬管理指導加算、特別地域居宅療養管理加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定していない	☐ 該当	
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則及び関連通知に沿って実施している	☐ 該当	
	当該薬局内において実施	☐ 該当	サービス提供の記録
	利用者の同意を得た上で、対面による服薬指導と情報通信機器を用いた服薬指導を組み合わせた服薬指導計画を作成している	☐ 該当	服薬指導計画
	服薬指導を行う薬剤師は、原則として同一の者である ※以下を満たしている場合に限り、やむを得ない事由により当該薬局に勤務する他の薬剤師が行っても差し支えない a 他の薬剤師（対面による服薬指導を実施したことがある2名までの薬剤師）の氏名を服薬指導計画に記載していること b あらかじめ利用者の同意を得ていること	☐ 該当	サービス提供の記録、服薬指導計画
	指示を行った医師に対して、文書により服薬指導の結果を情報提供している	☐ 該当	情報提供の記録
	手帳により薬剤服用歴及び服用中の医薬品等について確認し、必要な情報を手帳に添付又は記載している	☐ 該当	手帳
	薬剤を利用者宅に配送する場合は、その受領の確認を行っている	☐ 該当	
	1月に1回を限度として算定	☐ 該当	サービス提供票、介護給付費請求書及び明細書

点検項目	点検事項	点検結果	備考
(2) 薬局の薬剤師が行う場合	医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の居宅訪問前に薬学的管理指導計画を策定	☐ あり	診療録、処方箋、薬学的管理指導計画
	〈計画の内容〉指導内容、訪問回数、訪問間隔等	☐ あり	
	指示をした医師又は歯科医師に文書により訪問結果を情報提供し、写しを保存	☐ あり	情報提供の文書
	必要に応じ、処方医以外の医療関係職種に対しても、指導結果及び療養上の指導に関する留意点について情報提供	☐ あり	薬剤服用歴の記録
	1月に4回を限度として算定し、算定する日の間隔は6日以上とする	☐ 該当	サービス提供票、介護給付費請求書及び明細書
	がん末期患者及び中心静脈栄養を受けている者については、週2回かつ月8回を限度	☐ 該当	
	薬剤服用歴の記録の記載	☐ あり	薬剤服用歴の記録
	ア 利用者の基礎情報（利用者の氏名、生年月日、性別、住所、介護保険の被保険者証の番号、緊急時の連絡先等）	☐ あり	
	イ 処方及び調剤内容（医療機関、処方医、処方日、処方内容、調剤日、処方内容に関する照会の内容等）	☐ あり	
	ウ 利用者の体質、アレルギー歴、副作用歴、薬学的管理に必要な利用者の生活像等	☐ あり	
	エ 疾患に関する情報（既往歴、合併症の情報、他科受診において加療中の疾患）	☐ あり	
	オ 併用薬等（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及びいわゆる健康食品を含む）の情報及び服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況等	☐ あり	
	カ 服薬状況（残薬の状況を含む）	☐ あり	
	キ 副作用が疑われる症状の有無（利用者の服薬中の体調の変化を含む）及び利用者又はその家族等からの相談事項の要点	☐ あり	

点検項目	点検事項	点検結果	備考
(2) 薬局の薬剤師が行う場合	ク 服薬指導の要点	☐ あり	薬剤服用歴の記録
	ケ 訪問実施日、訪問した薬剤師の氏名	☐ あり	
	コ 処方医から提供された情報の要点	☐ あり	
	サ 薬学的管理の内容(薬剤の保管状況、服薬状況、残薬の状況、投薬後の併用薬剤・併診、副作用、重複服用、相互作用等に関する確認、実施した服薬支援措置等)	☐ あり	
	シ 処方医に提供した訪問結果に関する情報の要点	☐ あり	
	ス 処方医以外の医療関係職種から提供された情報の要点及び提供した訪問結果に関する情報の要点	☐ あり	
(2) 単一建物複数居住者に対して行う場合	単一建物居住者の人数が2人以上9人以下	☐ 該当→(二)を算定	診療記録、サービス提供の記録、介護給付費請求書及び明細書
	単一建物居住者の人数が10人以上	☐ 該当→(三)を算定	
(2) 在宅協力薬局が指導を行う場合	薬学的管理指導計画の内容を共有し、緊急やむを得ない事由	☐ あり	薬学的管理指導計画
	利用者又はその家族等の同意	☐ あり	
	在宅協力薬局は、指導後薬剤服用歴に記録し、在宅基幹薬局と当該記録の内容を共有	☐ 実施	薬剤服用歴
	在宅基幹薬局は、指示を行った医師又は歯科医師に対する訪問結果についての報告、ケアマネジャーに対する必要な情報提供等を行う	☐ 実施	情報提供の記録
	在宅基幹薬局は、薬剤服用歴に記載(在宅協力薬局名、やむを得ない事由等)	☐ 実施	薬剤服用歴
	在宅基幹薬局は、請求明細書の摘要欄に記載(在宅協力薬局が業務を行った日付等)	☐ 実施	請求明細書

点検項目	点検事項	点検結果	備考
(2) 麻薬管理指導加算 (1回につき100単位)	薬剤服用歴の記載	☐ あり	薬剤服用歴の記録
	ア 薬学的管理指導の内容(麻薬の保管管理状況、服薬状況、残薬の状況、併用薬剤、疼痛緩和の状況、副作用の有無等)	☐ あり	
	イ 患者及び家族への指導の要点(麻薬に係る服薬指導、残薬の適切な取扱方法も含めた保管管理の指導等)	☐ あり	
	ウ 処方医に提供した訪問結果に関する情報の要点(麻薬の服薬状況、疼痛緩和及び副作用の状況、服薬指導の内容等)	☐ あり	
	エ 返納された麻薬の廃棄に関する事項	☐ あり	
	処方せん発行医に対して必要な情報の提供	☐ あり	情報提供の記録

点検項目	点検事項	点検結果	備考
(2) 情報通信機器を用いた場合 (1回につき45単位)	在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施により処方箋が交付された利用者であって、居宅療養管理指導費が月1回算定されている者	☐ 該当	サービス提供票、介護給付費請求書及び明細書
	麻薬管理指導加算、特別地域居宅療養管理加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定していない	☐ 該当	
	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則及び関連通知に沿って実施している	☐ 該当	
	当該薬局内において実施	☐ 該当	サービス提供の記録
	利用者の同意を得た上で、対面による服薬指導と情報通信機器を用いた服薬指導を組み合わせた服薬指導計画を作成している	☐ 該当	服薬指導計画
	服薬指導を行う薬剤師は、原則として同一の者である ※以下を満たしている場合に限り、やむを得ない事由により当該薬局に勤務する他の薬剤師が行っても差し支えない a 他の薬剤師（対面による服薬指導を実施したことがある2名までの薬剤師）の氏名を服薬指導計画に記載していること b あらかじめ利用者の同意を得ていること	☐ 該当	サービス提供の記録、服薬指導計画
	指示を行った医師に対して、文書により服薬指導の結果を情報提供している	☐ 該当	情報提供の記録
	手帳により薬剤服用歴及び服用中の医薬品等について確認し、必要な情報を手帳に添付又は記載している	☐ 該当	手帳
	薬剤を利用者宅に配送する場合は、その受領の確認を行っている	☐ 該当	
	1月に1回を限度として算定	☐ 該当	サービス提供票、介護給付費請求書及び明細書

点検項目	点検事項	点検結果	備考
二 管理栄養士が行う場合			
	計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づいている	☐ 該当	指示内容の要点の記録、診療録
	次のいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士または当該事業所において確保した管理栄養士が実施している	☐ 該当	
	イ 別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする利用者又は低栄養状態にあると医師が判断した者に対して、関連職種の者と共同して栄養ケア計画を作成している	☐ 該当	栄養ケア計画
	ロ 利用者の栄養状態を定期的に記録	☐ あり	栄養ケア提供経過記録
	ハ 栄養ケア計画の進捗状況を定期的に(おおむね3月)評価し、必要に応じて見直しを行う	☐ あり	栄養スクリーニング記録
	利用者の栄養状態のモニタリングを行い、指示を行った医師に報告	☐ あり	栄養アセスメント・モニタリング記録
	栄養ケア計画を利用者、家族等へ説明し、同意を得ている	☐ あり	同意の記録
	栄養ケア計画を利用者、家族等へ交付し、栄養管理に係る情報提供及び栄養食事相談又は助言を30分以上行う	☐ あり	栄養ケア提供経過記録
	栄養ケアの提供内容の要点を記録し、交付した栄養ケア計画を当該記録に添付する等により保存	☐ あり	栄養ケア提供経過記録
	通所サービスで、栄養改善加算を算定している	☐ なし	サービス提供票
	請求明細書への訪問日の記入	☐ あり	請求明細書
	1月に2回を限度として算定する	☐ 該当	サービス提供票、介護給付費請求書及び明細書

点検項目	点検事項	点検結果	備考
(1) 単一建物複数居住者 に対して行う場合	単一建物居住者（下記ア・イに該当する者をいう。以下同じ。）の人数が2人以上9人以下 ア 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居している利用者 イ （介護予防）小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る。）、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る。）などのサービスを受けている利用者	☐ 該当→(Ⅰ)(二)を算定	診療記録、サービス提供の記録、 介護給付費請求書及び明細書
	単一建物居住者の人数が10人以上	☐ 該当→(Ⅰ)(三)を算定	
(2) 外部の管理栄養士に より実施する場合	当該指定居宅療養管理指導事業所以外の医療機関、介護保険施設又は栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションとの連携により確保した管理栄養士が実施	☐ 該当→(Ⅱ)(一)を算定	診療記録、サービス提供の記録、 介護給付費請求書及び明細書
	指示を行う医師と十分に連携を図り、速やかに連絡が取れる体制を構築している	☐ 該当	
(2) 単一建物複数居住者に対 して行う場合	単一建物居住者の人数が2人以上9人以下	☐ 該当→(Ⅱ)(二)を算定	診療記録、サービス提供の記録、 介護給付費請求書及び明細書
	単一建物居住者の人数が10人以上	☐ 該当→(Ⅱ)(三)を算定	

点検項目	点検事項	点検結果	備考
ホ 歯科衛生士等が行う場合			
	訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づいている	☐ 該当	実地指導に係る記録（別紙様式3等）、指示内容の要点の記録、診療録
	指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士、保健師、看護職員が実施している	☐ 該当	資格者証、勤務形態一覧表
	利用者の口腔機能のリスク、解決すべき課題を把握し、関連職種が共同して管理指導計画を作成している。	☐ 該当	管理指導計画
	管理指導計画を利用者、家族等へ説明し、同意を得ている	☐ あり	同意の記録
	療養上必要な実地指導を1対1で20分（準備時間等除く）以上実施している	☐ 該当	実地指導に係る記録（別紙様式3等）
	終了後、指示した歯科医師に報告	☐ あり	実地指導に係る記録（別紙様式3等）、指示内容の要点の記録、診療録
	実地指導に係る記録を作成し、交付した管理指導計画を当該記録に添付する等により保存	☐ あり	実地指導に係る記録（別紙様式3等）
	管理指導計画の進捗状況を定期的に（おおむね3月）評価し、必要に応じて見直しを行う	☐ あり	口腔機能スクリーニング記録、モニタリング記録
	請求明細書へ歯科医師が訪問診療を行った日と歯科衛生士等の訪問日の記入	☐ あり	請求明細書
	訪問診療の日から3ヶ月の間に1月に4回を限度として算定する	☐ 該当	サービス提供票、介護給付費請求書及び明細書
単一建物複数居住者に対して行う場合	単一建物居住者（下記ア・イに該当する者をいう。以下同じ。）の人数が2人以上9人以下 ア 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居している利用者 イ （介護予防）小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る。）、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る。）などのサービスを受けている利用者	☐ 該当→(2)を算定	診療記録、サービス提供の記録、介護給付費請求書及び明細書
	単一建物居住者の人数が10人以上	☐ 該当→(3)を算定	